

浦島伝説異聞：
近世加賀の石の木由来の伝承をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23721

浦島伝説異聞

一 近世加賀の石の木由来の伝承をめぐって

藤島秀隆

はじめに

国鉄北陸本線加賀笠間駅から徒歩五分の処に延喜式内社の笠間神社が鎮座している。神社前のバス道路を西へ十五分ほど行くとそこは松任市石立町である。町の出入口の曲り角に五本の方柱状の石の木が立っている。大正十三年（一九二四）三月の『石川県史蹟名勝調査報告』第二輯によると、五個の石材は何れも同質で人工を加えたものであり、底部は現在の地表下約三尺（約九〇センチ）だけ埋没している。また、石柱の形状は底部が太く上部は次第に細くなっている。更に、中央の石柱及び南角の石柱に刻まれた長方形の凹所（窪み）は何のためなのか不明であると報告されている。その末尾では「随テ浦島ノ墓ト唱フルコト、旧手取川ノ橋杭説、繫船柱等ノ説ハ取ルニ足ラザルコトナリ。他ノ解釈ヲ施サザルベカラズ。」（傍線は筆者による）と断言している。

本稿における問題点は、石立の地名（村名）由来伝説及び、右に挙げた五本の石の木を「浦島ノ墓」と称していた伝承が存したことにある。換言すると、大正十二年当時、既に石の木に関する由来譚に浦島伝説が附加され、南加賀地方に流布していたと推察される。いったい、伝承・伝播されていた浦島伝説はいかなる形態と特徴を有していたのか、更に、載録された時期

は中世なのか、それとも近世以降かなどの諸問題について、若干の考察を展開してみたいと思う。

一 「石川郡誌」の伝承をめぐって

昭和二年三月に刊行された『石川県石川郡誌』²（第二十四章、笠間村の条）に収録されている名蹟「石の木」にまつわる伝説は次のような話である。

石立の浜坂と云ひし頃、其所に一戸の酒造店あり。主人を浦島太郎と云ひしが、毎日一人の少女、不思議の徳利を持ちて酒を買い求むるを例とせり。主人怪しみ少女に随ひ行きしに、少女は汀に進み、主人を省みて、妾は龍宮の乙姫なり、君を想ふこと久し、願くは暫く瞑目し給へど。依りて之に従ひ、幾くもなく周囲を見れば、身は已に壯麗なる龍宮に在り。之れより浦島と乙姫と結婚し、五子を挙げたりしも、後浦島は慕郷の念禁じ難く、遂に乙姫の許を得て帰郷し、間もなく死亡せしかば、龍宮の五子父を慕ひて来り、五基の石柱を立てて之を弔ひしなりと。源平の時、弁慶の義経に従ひて北下せし際之を見、試に之を抜かんとせ

しも能はず。今石上弁慶の背及び手足の痕跡を存すなどといへり。

『石川郡誌』の執筆者が南加賀地方に流布していたと考えられる「石の木伝承」（浦島伝説）を、いかなる経路から入手して採録したのか、それは全く不詳である。右の簡潔明瞭な伝承（番巻）を分析すると、(A)では①酒造店の主人を浦島太郎としていること。②不思議な徳利を持つ少女（実は龍宮の乙姫）が浦島に懸想して毎日酒を買いに来ること。③乙姫に従って異郷（龍宮）訪問を行なうが、その所在が洋上または海底なのか不明である。更に、交通手段も「限目」のみで、判然としない。④龍宮は「壮麗なる宮殿」と僅かに記述されている。⑤異類の女性（乙姫）との婚姻は説かれていないが、本来の動物報恩説話が欠如している。⑥古来、浦島伝説では子供の誕生はあり得ない。しかるに石の木伝承では、浦島と乙姫との間に五人の子供（性別未詳）が誕生したことが記述されている。⑦龍宮に滞在した年数、及び地上の人間世界の年数が欠落している。⑧異郷からの退出、方法、行程、禁忌（玉手箱）などに関する記述がない。⑨浦島が帰郷後、死亡に至るその理由が明記されていない。⑩結末において、亡父の供養のために龍宮から五人の子供が現世を訪れ、五基の石柱を立てたということなどを挙げる事が出来る。次に(B)は石の木の後日譚であり、義経・弁慶伝説が附加されている。

中世の御伽草子「浦島太郎」において浦島太郎・龍宮城・乙姫・玉手箱等が初めて用いられているが、右の伝説は御伽草子型の特徴を若干承継していると言えよう。端的に言えば、石の木をめぐる由来譚が稀薄であり、浦島伝説を附会して殊更強

調していると推断しても過言ではあるまい。

因に『石川郡誌』所載の石の木伝承に依拠した作品（再話風）が、『かがのと・おくにものがたり』第五卷（昭和十五年十一月、石川県児童文化協会刊）収載の「石の木藤の木」であり、かなり潤色されている。更に、この『かがのと・おくにものがたり』を典拠としたのが『加賀・能登の民話と伝説』第二卷（昭和四十六年四月、北国出版社刊）収録の「石の木藤の木」である。

二つの再話の特徴を挙げると、①太郎（浦島と言わない）と乙姫との間に誕生した五人の子供は娘としていること（藤姫・月姫・雪姫・菊姫・百合姫とそれぞれ命名）。②結末において、太郎が帰郷後、嘆き悲しんで乙姫が死去したこと。③父の故郷を訪ねた五人の娘が父の死を知って慟哭して遂に五本の石の木になつてしまったこと。④石の木の横に藤の木が生えたことなどが記述されており、『石川郡誌』の「石の木」伝承と異なる。その一方、『加賀・能登の民話』第二集（一九七五年十二月、未來社刊）所収の「石の木」も『石川郡誌』に依拠した再話形式を採り、特に結末では『郡誌』の伝承を忠実に反映して描き、乙姫と五人の子供が浦島の死を知って、石立の浜辺に大きな墓を建立し、太郎の霊を弔つたと結んでいる。

如上、この三書が現在において伝説の伝播に大きな影響を与えていることは、無視できない。

二 「加能越金砂子」・「三州奇談」等の伝承

『加能越旧跡緒』（のち『加能越金砂子』）・著者不詳・元禄

十三年(一七〇〇)頃の成立)には、

石立村領之内大石五本立有之候。古へ右之石一夜の内出現仕候由申伝候。年号等委細は知れ不申候。右の石只今も有之候。

と記載されており、また、元禄十四年(一七〇一)の「郷村名義抄」にも、

石立村往古は浜崎村と申由。其由来相知不_レ申候。此村際に大石五本夜之内に顕出申に付、其より石立村と申由申伝候。石頭候而も及_ニ數百年_一申儀に候故、年号等委しき儀は相知不_レ申候。右の石千_レ今御座候。

と見える。更に『宝永誌』(宝永元年(一七〇四)の編集)によると、

石立村領の内大石五本立ち居たり。昔一夜に此石立ちたるよし云ひ伝へたり。

と記されている。

藩政時代に著述されたこれら三種の地誌類に共通する記録は、石立村の村名由来伝説は一夜のうちに大石五本が出現したことに起因すると伝えているが、浦島伝説は一つ採録されていない。推測すれば、元禄から宝永にかけての時期には、浦島伝説を挿入した石立の五本石伝説が充分に形成され、伝播されていなかったと言えるのではあるまいか。

次に、金沢の俳人、堀麦水(一七二一—一七八三)の著わした『三州奇談』後編卷二「藤塚の禰祭」の条に、石立村の石の木伝承が左の如く収載されている。

此石立に浜崎と云ふ古名あり。石立の始何れの代に起ることを知らず。里の外れに五七本の老松巡り立ちて、中に七

尺計りの立石五つあり。人は云ふ、是龍宮より生立ちたりとし、中頃の国主小松黄門公、人夫をして其根源を掘らせらるゝに、其根一本にして、數里を掘るに其底を極めず。或は龍宮の人出て語りしとも云ひ、又遠く能州石動山に其根蟠かまり入るとも云ふ。此石の立ちやう、さながら生ひ出でたるが如し。故に里童は石の木と云ふ。

右の伝承の特色は、第一に、加賀藩三代の藩主前田利常が人夫をして掘らせたが、石の根をきわめることができなかつたと記している。第二に、その石の根を遠く鹿島郡の石動山あるいは龍宮まで達していると伝えている。第三には、石の木と言われていたこと。第四として、龍宮という用語の使用によって、読者または聞き手にそれとなく浦島伝説を連想させていることなどが指摘できる。

三「稿本越の下草」の伝承

前掲の『石川郡誌』収載の浦島伝説が依拠したと想定する先行文献が、宮永正運著の『稿本越の下草』(安永九年(一七八〇)天明六年(一七八六))巻の一に収められた「石立村由来」にまつわる異郷訪問(淹留)説話・異類婚姻譚である。

加州石川郡松任の駅の西北十八町ばかり去て石立といふ村アリ。かの村に同じ様な立石五つ有。其根何ほど有之と量りしられず。一とせ、松雲院殿綱紀公の国命に依て、時の郡司、掘せ給ふこと二丈許に及べども、終に其根しることを得ず。相伝へてはいはく、いにしへ、此所に家数四五百計の駅アリ。かの駅に酒店ありて、笠間何がしといふ。建

久の頃、一人の婢女、毎朝酒を买来ルに、一壺をもち、酒壺合をかふに、さらに刻時をたがへず。あるじ、いといふかしく、かつは、その女の艶色もゆかしきにて、ある朝、かの女の跡をしたひて尋るに、北海の波うち際にいたる。ここにして、かの女ふりかへり、あるじを見て、「扱々いま来り給ふか。此三とせがほど、君か家に酒を求ることに、酒に用なし。唯君をここに来らしめんと思ふのみ。ねがはくは、しばらく妾が里にいたり給はれ」と乞ふ。あるじも、いまは岩木ならねば、「さりともしかにしていたる所ぞ」と問ふに、「しばらく眼を閉じ給ふまじくや」といふ。あるじ、教にまかせ眼をふさげば、忽曠々たる広野に出侍る。向ふより人來りて、是を迎ふるの礼厚し。屋々ありて一つの唐門にいたる。其寄麗美を尽さずといふことなし。四時の花、色をめぐりて、靈鳥しば／＼鳴。ここにとどまること日あり。

ある時あるじ郷思しば／＼起りて、古郷にかへらんことを望む。女のいはく「いにしへ浦嶋が子といふ人、蓬萊にあそんで、頼に帰郷を思ふて、則かへるに、古郷の山川皆あらたまれり。君又いま郷にかへり給ふとも、よも往昔の人あらんや。只ねがはくは、此所にありて妾と契りを久しくし給へかし」と涙をそゞぎて、留ること日久し。されども、あるじ、一度古郷の妻子を見んと、ひたすら是を望んでゆるさず。於爰、女、小□四人を引て「是皆、此とし頃、君とちぎりて、もふけたる嬰兒也」として、母子なみだをうかべて名残をおしみて、つるにあるじを引、又眼ふさがしめて郷に導き、いとまをつけて立別れ侍る。

あるじ、郷にかへりて、是かしくとうろつき行歩に、旧里のかたち皆あらたまり、人家も軒たへて、見し佛もさらになし。たま／＼近きあたりには皇打農夫の八旬に及ばんと思ふを招きて「此所にもし駅路のありしを伝へきかずや」ととふに、農夫がいはく「はるかに左様ことを聞り。其駅は百年計先、兵乱の為に絶て今ハなし。又我祖父かたりつたへて、かの駅のありし時、笠間何がしといふ酒店のあるじ、龍宮へ入て終にかへらずとさけり」といふ。あるじ「扱は、いよいよいふかしい。もしその酒店のゆかりやある」ととふに、「今はその行衛詳ならず。只向ふに見ゆるの柳こそかの酒店の路次にうへたる柳也とぞ」とかたるに、あるじいとゆかしく則柳の本に立より、実や我とし若かりし時うへたる木ならんと、かの木にすがり、懐旧の涙をそそぐに、忽ち其姿、數百歳の老体に變じ、其所をさらすして死す。村老、是をあはれみて、其骸を厚く葬ル。其一七日のめぐる日、異形の女并童子四人を伴ひて、各一つの石を荷ひ來りて、其塚のめぐりに立、又中に一つを建る。其後とし毎に此石ふとりて、今は其根をしられずといふ。是永正十七年の事也とぞ。凡建久三年に仙堺へ入しより三百年二十八年に及ぶと也。

今に一樹の柳、猶株を正して其本に小堂を建。石立大明神と觀請し、村ノ名も石立村と号す。松任の駅に笠間屋何がしといふ駅長は、かの酒店が後胤なりとぞ。

右のような浦島型の異伝承を検討すると、幾つかの要素が指摘できる。それらの点を列記すると、

①加賀藩五代藩主の前田綱紀が郡司に命じて石の根を掘らせたが、その根をきわめることができなかったとしている。②主人公は酒店を営む笠間何がしてある。③事件発生の年代設定を建久年間（一一九〇—一九九）としている。④三年間も酒を買いに来た女性のねらいはあるじを連れ出し、彼女の故郷へ同行することになった。⑤異郷は曠々たる広野で、そこには豪壮な構えの家々が並び、四季の風物などがあつた。⑥あるじが帰郷の決意を告げた時、女は浦嶋が子の例を引用して、帰郷を断念させようとしている。また、後に龍宮の用語が使われていることなど、御伽草子「浦島太郎」の影響が顕著である。⑦あるじと女が夫婦の契を結んだのは異郷に到着してからである。⑧子供四人の誕生は浦島伝説では異例である。ただし、『石川郡誌』収載の子供五人と差異がある。⑨帰郷後、あるじは八十歳ぐらいの農夫に駅路や酒店のことを尋ねている。御伽草子でも、太郎は柴の庵に住む八十ばかりの老翁に浦島の行方を尋ねている。⑩禁忌と関連する玉手箱は記していない。⑪酒店の跡には昔あるじが若年の時に植えた柳の木が残っている。⑫柳の木にすがり、懐旧の涙をそそぐと数百年の老翁と化し、たちまち死ぬ。⑬村老によつて手厚く埋葬された。御伽草子には浦島の墓所が記されている。⑭異形の女が四人の子供を連れて現れ、各自が一つの石を担いあるじの塚の周囲と真中に立てた。⑮その石は成長し根をきわめることはできない。⑯建久三年（一一九二）にあるじは仙界（異郷）に入り、三百二十八年後の永正十七年（一五二〇）に死んだという。⑰石立大明神の勧請と村名由来で結んでいる。

『稿本越の下草』の著者は、南加賀地方を巡歴した折に、口

承されていた伝説を書き留め、後にまとめたものと考えられる。前掲の『石川郡誌』所収の石の木をめぐる浦島伝説は、大筋において『稿本越の下草』収載の右の伝承に基つき、要約を記している。しかも、『郡誌』編纂に際して、笠間何がし（あるじ）の子孫と称する人を充分に配慮したのであろう。笠間姓を削除し、主人公を浦島太郎に置換して記述したものと考えられる。『郡誌』は何故に浦島太郎と乙姫を登場させたのであろうか。

『稿本越の下草』では、副主人公の女性名は、初めに「婢女」、後に「女」とのみ記載されており、本名は不詳である。この女が、帰郷を切望するあるじに対して、「いにしへ浦嶋が子といふ人、蓬萊にあそんで、頻に帰郷を思ふて、則かへるに、古郷の山川皆あらたまれり。君又いま郷にかへり給ふとも、よも往昔の人あらんや。只ねがはくは、此所にありて妾と契りを久しくし給へかし」とあるじの残留を説得している。この個所に浦島伝説が簡単に引用されている。更に、帰郷後のあるじが故郷の様子が一変しているのに驚愕して、島旅の八十ばかりの農夫に往昔の駅路について訊ねた時に、「其駅八百年計先、兵乱の為に絶て今ハなし。又我祖父かたりつたへて、かの駅のありし時、笠間何がしといふ酒店のあるじ、龍宮へ入て終にかへらずとさけり」と答えている。ここに「龍宮」という用語が登場している。伝説全般は大筋において御伽草子「浦島太郎」系の類型である。したがって、『石川郡誌』が編纂される頃には、既に浦島太郎・龍宮の乙姫型に変化して、南加賀地方に伝播され、伝承されていたと言えよう。

『郡誌』では、「石立の浜坂と云ひし頃」の話として名蹟「石の木」を取り上げ、その由来伝説を簡略化して記している。

その昔、藩主が役人及び農民に命じて石の根を発掘させ、その根をきわめようとしたという記事は省略されている。後日譚として義経・弁慶伝説を新たに附載している。そして、笠間酒店とその子孫については全く言及していない。

結びにかえて

松任市石立町にある五本の立石は、古来、石の木、石の木窟、塔婆石ともよばれている。青地礼幹（延享元年八一七四四〇四月没七十歳）の著『可観小説』巻四には、「賀州中島の近所に立石の宮として神社あり。其社壇に立石五つあり。或年微妙公（私注、第三代加賀藩主前田利常）の御意にて、近辺百姓を以て被為掘候處、二丈迄掘候へども石の根難知候。其段御聞被成最早掘申間敷候。以来、掘不申様にと被仰付候。」と記されている。その社壇は現存していない。右の伝承は、前述の『加能越金砂子』・『鄉村名義抄』・『宝永誌』・『三州奇談』等に収載されている石の木をめぐる伝承と同一のものであろう。しかし、十八世紀初期（遅くとも中葉）頃までに執筆された右の地誌・奇談には、物語風の浦島型伝説は収録されていない。ところが後期に著わされた『稿本越の下草』には、①藩主の命による石の根発掘の件、②物語風伝説（説話）、③石立村の由来等が採録されているのである。浦島型伝説の登場は、口承を記録した著者によって、文学的な潤色が加えられたものと考えている。

注

(1) 天保十一年（一八四〇）に著述された『笠間郷游記』（

石立村の石樹の条）には、石樹の形態及び大きさ等が左の如く具体的に記述されている。

自松本村端。西行七百武。六町。至石樹。凡五枚。中央碕石。出地長七尺許。幅二尺五寸。方而上殺。

陥面三尺許。状如墓碕。次出地六尺。幅同上。其次可五尺。其次四尺許。短至三尺余。幅老尺五寸許。

側立不正。中央独高。余石各位其四隅。相去六七尺。其根深入地。不可測量。昔余遊此。雇里人掘之。二尺余。不異与所露出。但色赤而微。或曰野野氏塚。或

日渡口石柱。不知孰是。（『近郊游記』昭和四十六年二月、復刻版、石川県図書館協会刊所収。）

(2) 昭和四十五年三月石川県公民館協議会刊（復刻版所収）による。

(3) 昭和四十五年九月（復刻版）石川県図書館協会刊による。

(4) ・(5) ・(8) 『加賀志徴』下編に所載されている。昭和四十四年九月（復刻版）石川県図書館協会刊による。

(6) 昭和四十七年六月（復刻版）石川県図書館協会刊による。

(7) 昭和五十五年八月北国出版社刊による。著者宮永正運（享和三年八一八〇三〇六月没七十二歳）は越中の人で、『稿本越の下草』解題によると、当代一流の文化人であった。

「加賀松任の石立村の五ツ石」を収めた巻の一冊は安永四年から六年までの間（一七七五―七七七）の筆録と指摘されている。

（金沢工業大学教授）